

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

### 事実及び理由

#### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、雇用保険法（昭和49年法律第116号）による失業等給付の返還命令処分を取り消すとの裁決を求めることがある。なお、再審査請求書の趣旨欄には、基本手当の返還命令処分を取り消すとの裁決を求める旨記載されているが、申立書の内容等一件記録に照らせば、基本手当のみではなく、受講手当及び通所手当の返還命令処分を取り消すとの裁決も併せて求めているものと解される。

#### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社を離職し、同年〇月〇日、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に出頭し、雇用保険の受給資格の決定を求めた。
- 2 安定所長は、平成〇年〇月〇日、請求人の雇用保険に係る受給資格の決定をし、待期期間満了後の同月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、請求人に対し基本手当〇日分、受講手当〇日分、通所手当〇日分合計〇円（以下「本件基本手当等」という。）を支給した。
- 3 請求人は、平成〇年〇月〇日、安定所に出頭し、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの〇日間、C会社（以下「会社」という。）で働き、同月〇日に〇円を受領した旨を申し出た。
- 4 本件は、安定所長が、平成〇年〇月〇日、請求人に対し、本件基本手当等を不正受給していたとし、本件基本手当等の返還命令処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人がその取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことか

ら、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 爭 点

安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対しても本件処分が妥当であると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理 由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、失業等給付を不正受給する意図はなかった旨主張しているので検討する。

請求人は、平成〇年〇月〇日から会社で就労を開始しているにもかかわらず、不正受給について説明を受けながら、同月〇日付けの失業認定申告書や公共職業訓練受講証明書（同月分）において、同月中に、就職、就労、内職又は手伝いはしておらず、収入も得ていないという申告をし、同各書面に署名押印していることから、事実と異なる虚偽の申告をしている認識があったものというべきである。

しかも、請求人は、平成〇年〇月〇日に安定所に出頭し、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの〇日間会社で働き、〇円を受領したこと自ら申告している。

したがって、これらの事情によれば、決定書に説示するとおり、請求人は失業等給付を不正受給していたと判断せざるを得ない。

(2) また、請求人は、自身の生活が困窮している旨縷々主張するが、一件記録を精査しても、不正をなすに至った動機にやむを得ない理由がある、あるいは不正の度合が極めて軽微である等の不正受給金の全部又は一部の返還を宥恕し得

るやむを得ない理由があったとは認め難いことから、当審査会としても、本件基本手当等の全額が返還命令の対象になると判断する。

### 3 結論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。